

自家用有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書

(例)

〇〇法人〇〇〇〇（以下〇〇という。）は、運転会員またはその同居親族が提供する自家用自動車の使用にあたって、運転会員との間に次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 この契約は、〇〇が行う有償運送事業について、運転会員またはその同居親族が所有する自家用自動車の提供及び使用に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 運転会員は、〇〇が行う有償運送事業の実施に対し、利用会員が外出の際の困難や不安を解消し、通院等の利便性や社会参加の促進を図られることを目的に、自己または同居親族の所有する自家用自動車を提供する。

(用語の定義)

第3条 この契約書における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 運転会員：福祉有償運送に係る運転者の要件を満たした者であり、かつ自らの自家用自動車を提供して〇〇の運転会員として登録する者
- (2) 利用会員：移動制約者であって、〇〇の利用会員として登録する者

(事故等の対応)

第4条 〇〇は、運転会員の提供した自家用自動車を使用して行う有償運送事業の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について責任を負うものとする。

2 有償運送事業の運転中の事故等に伴う事故の相手方と利用会員への補償については、提供車両にかけられている自賠責保険、任意保険、及び〇〇が加入する傷害保険を利用する。

3 運転会員が提供する自家用自動車は、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入していることとする。

(使用自動車)

第5条 運転会員が提供する自家用自動車は次のとおりとする。

車 両 番 号	
自動車の種別	
用 途	
型 式	

(使用期間)

第6条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

- 2 第1項の期間満了後も双方異議がない場合には、更に、1年間の期間延長ができるものとする。
- 3 使用期間中であっても、運転会員及び〇〇の都合により契約の解約が必要な場合はこの限りではない。
- 4 解約の申し出は、解約する日の1ヶ月以上前とする。

(その他)

第7条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、運転会員と〇〇〇が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

住 所

代表者名 〇〇〇〇理事長

印

運転会員 住 所

氏 名

印

(使用する車両の所有者が、運転会員の同居親族である場合、以下に記載)

車両所有者 住 所

氏 名

印